

令和6年第3回定例会都市経済委員会会議録

令和6年9月20日

10時00分

全員協議会室

出席者氏名

大野みどり	委員長	札幌	章俊	副委員長
藤木 妙子	委員	油原	信義	委員
後藤 敦志	委員	寺田	寿夫	委員
鴻巣 義則	委員			

執行部説明者

副市長	木村 博貴	市民経済部長	菅沼 秀之
都市整備部長	落合 勝弘	市民経済部次長兼商工観光課長	服部 淳
都市整備部次長	橘原 剛	市民窓口課長	持田 優
農業政策課長	秋山 正典	生活環境課長	廣田 裕一
都市計画課長	仲村 真一	道路公園課長	渡辺 一也
下水道課長	石井 孝幸		
都市計画課公共交通対策室長	三石隆太郎（書記）		

事務局

主 査 森下 由佳

議 題

議案第8号 龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

議案第9号 龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第10号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項

議案第27号 令和6年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算（第1号）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

○大野委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますのでこれを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

また、試行的な取り組みとしまして、360 度カメラを使ったライブ配信を行っております。このため、発言される際はマイクから 20 センチほど離してはっきりと発言くださいますようお願いいたします。

それでは、ただいまより、都市経済委員会を開会いたします。

本日で審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 22 号の所管事項、議案第 27 号、報告第 2 号の 6 案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、質疑は一問一答でお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第 8 号 龍ケ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは、議案第 8 号 龍ケ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

議案書は 16 ページ 17 ページになります。

この条例は、事業者が返済できない債権を市と信用保証協会が事業再生に関する計画等に基づき、協議の上放棄することで自己破産等することなく、当該事業者の新たな融資が迅速かつ的確に行われるよう支援することを目的としております。

今回の条例の一部改正の内容は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 6 月 7 日に公布されたことに伴い、関係している条項が 1 項ずつ繰り下げるものとなっております。

具体的には、産業競争力強化法の改正により、従業員が 2,000 人以下で中小企業には該当しない企業を新たに中堅企業と定義し、金融支援を行うため 1 項が追加された影響で、本市の条例の回収金の返還を受ける権利の放棄、第 3 条第 8 項中、産業競争力強化法第 2 条第 20 項が第 21 項に、同条第 21 項が第 22 項に 1 項ずつ繰り下がっております。

今回の産業競争力強化法の一部改正は、本市の条例の運用には直接影響を与えるものではございません。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第 8 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 9 号 龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 9 号 龍ヶ崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は 18 ページになります。

本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めているものでございます。

このたび、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、同法律施行令第 21 条が第 22 条へと改正されましたことに伴い、本条例中第 3 条第 1 項第 6 号にて引用する同法律施行令に合わせて、引用条項のずれに対応するため条例の一部を改正するものでございます。

内容は、公園の園路や広場における視覚障害者の誘導を行うための、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等に関する規定でございます。

なお付則におきまして、本条例は法律施行令の施行日に合わせて、令和 7 年 6 月 1 日から施行するものでございます。

説明については以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第 9 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 10 号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

はい。

議案第 10 号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の 19 ページをお開きください。

これは、本年 6 月 26 日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、本条例における引用条項にずれが生じるため、その改正に対応するものでございます。

具体的には、本条例第5条において地方自治法第 243 条の2の8第8項において議会の同意を要する賠償責任の免除について規定がされておりますが、本条例において引用する法第 243 条2の8第8項を法第 243 条の2の9第8項に改正するものでございます。

なお、付則におきまして本条例は、法律の公布の日から2年6月を超えない範囲で、政令で定める日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので、採決いたします。

議案第 10 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第 22 号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項について、執行部から説明願います。

菅沼市民経済部長。

○菅沼市民経済部長

それでは別冊の 1 ページをお開きください。

議案第 22 号、令和6年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)、これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億 2,708 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 326 億 5,593 万 2,000 円とするものです。

あわせて、繰越明許費、債務負担行為、地方債についても補正するものでございます。

初めに、市民経済部所管事項について説明いたします。

11 ページをお開きください。

歳入でございます。

一番下の表 16 県支出金です。

目が 4、農林水産業費県補助金の儲かる産地支援事業費です。

この事業につきましては、4 月 22 日付けで茨城県から要望調査が実施され、市内農業者 1 名が事業を活用し、農業用機械の導入の相談を受けたことから要望を提出した結果、7 月 3 日付けで要望採決の報告を受けましたため、今回補正予算において予算措置を行うものでございます。

次の農地耕作条件改善事業費です。

こちらは、当該事業において茨城県より追加配分が可能であると通知があったことから、令和 7 年度事業として要望のあった地区の一部を前倒して実施できることとなったことから、増額補正するものでございます。

次のページをお開きください。

2 番目の表 18 寄附金で目が 1、寄附金の企業版ふるさと龍ヶ崎応援寄附金です。

これは、本年 4 月から 7 月までに企業から寄付金が 4 件 420 万円ございましたことから、当初 10 万円であった予算額を実歳入額に合わせるため、増額補正するものです。

続きまして 15 ページをお願いいたします。

ここから歳出でございます。

2 総務費で目が 10、地域振興費ふるさと龍ヶ崎応援事業の 50 万円の増額です。

これは、本年 4 月から 7 月までのふるさと納税の寄附状況が、前年度比で伸びている状況にありますことから、当該寄附額をさらに伸ばすため、広告費を増額するものです。

特に、これから寄附が多くなる年末に向けての対応で、広告の手法については、各ポータルサイトで運用されている検索連動型広告を中心に実施していく予定でございます。

17 ページをお開きください。

2 番目の表で 2 総務費目が 1、戸籍住民基本台帳費の住民記録等証明事務費です。

これは、印鑑登録を申請された方にお渡しする印鑑登録証の作成にかかる費用で、1,000 枚の作成を予定しております。

続きまして 24 ページをお開きください。

2 番目の表で 6 農林水産業費目が 2、農業総務費の農業総務事務費です。

これは、農業政策全般に係る通信運搬費です。

地域農業の将来を考える地域計画の策定に向け、主に農業者の方に参集いただき協議を重ねております。

会議開催通知の送付にあたって、重要区分が想定を上回ったことによる要因と、競技の開催案内及び病害虫による被害対策等の周知を農業者に対して行うため、増額補正するものです。

次の目が 3、農業振興費の儲かる産地支援事業です。

これは、歳入でもご説明いたしましたが、この事業につきましては、4 月 22 日付けで茨城県

から要望調査が実施され、市内農業者1名が農業用機械導入の要望を提出した結果、7月3日付けで、要望が採択されたため増額補正を行うものです。

次のページで、目が5、農地費の土地改良助成費です。

こちらも歳入でご説明させていただきましたが、農地耕作条件改善事業において、茨城県より追加配分が可能であることの通知があったことから、令和7年度事業として要望のあった地区の一部を前倒して実施するため増額補正を行うものです。

次の表の目が1、林業振興費の森林環境譲与税基金費です。

これは国から贈与される森林環境譲与税の積立金ですが、令和5年度に譲与された歳入額から、同年度に支出した森林整備等の事業費、歳出額を差し引いた残金を積み立てることとなりますが、予算額以上の積立金額となったため、令和5年度予算で積み立てきれなかった差額分を、令和6年度において増額補正して積み立てるものでございます。

次の表で7商工費の目が2、商工業振興費の企業立地促進費です。

これは、企業立地奨励金の申請期間である令和6年3月1日から6年3月31日が経過したことに伴い、奨励金の交付額が確定したことによるもので、奨学金の交付要件に満たさなかった6社分の不用額1,867万円を減額するものでございます。

市民経済部所管については以上でございます。

○落合都市整備部長

続きまして、都市整備部所管事項についてご説明をいたします。

ページを戻っていただきまして6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

都市計画事務費です。

こちらは、川崎町・川崎地区北部の区域区分見直し箇所について、令和7年度実施予定の茨城県区域区分定期見直しに合わせて、茨城県と事前協議を行うに当たり、都市計画決定図書を作成する必要があり、図面の作成について年度を跨ぐ業務となりますため、繰り越しを行うものでございます。

その下第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

上から2段目、AIオンデマンド交通システム運用業務委託契約でございます。

令和7年4月からのAIオンデマンド交通本格運行のためのシステム運用にかかる業務委託を、令和6年度中に契約締結するために設定するものでございます。

続いて、7ページをお開きください。

第4表地方債補正の変更です。

上から3段目、地方道路等整備事業です。

こちらは社会資本整備総合交付金(道路整備分)の内示額が減額となったことに伴い、全体事業量の再精査を実施した上で、財源更正を行ったため限度額1,420万円を減額するものでございます。

その下の段、都市公園整備事業債です。

こちらは社会資本整備総合交付金(公園整備分)の内示額が減額となったことに伴う財源更正を行ったため、限度額 6,520 万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入です。

11 ページをお開きください。

一番上の表、国庫支出金のうち2段目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金(通学路交通安全対策分)、同じく(舗装維持修繕計画分)、同じく(道路整備分)、同じく(公園整備分)でございいます。

これらは、国の交付金の内示額に合わせて事業計画を見直したため、それぞれ 339 万 4,000 円の減額、318 万 7,000 円の増額、1 億 4,868 万 8,000 円及び 1 億 2,275 万円を減額するものでございます。

13 ページをお開きください。

市債のうち、上から3段目の土木費債、地方道路等整備事業債でございいます。

こちらは、先ほど第4表の地方債補正で申し上げましたとおり、国の交付金の内示に合わせて事業計画の見直しを行ったため、1,420 万円を減額するものでございます。

その下、都市公園整備事業債です。

こちらと同じく地方債補正で申し上げましたとおり、国の交付金の内示により財源更正を行い、発行額を 6,520 万円に増額するものでございます。

続きまして、歳出でございいます。

15 ページをお開きください。

総務費のうち、一番下の地域振興費のコミュニティバス運行事業でございいます。

こちらは、令和7年4月の地域公共交通再編により、コミュニティバス運行計画が見直しになるに伴い、リーフレットの印刷、周知にかかる費用の他、停留所の表示を改める費用及びバスロケーションシステムの改修が必要となるため、307 万 7,000 円を増額するものでございいます。

その下、公共交通対策費です。

こちらは、令和6年6月の龍ヶ崎市地域公共交通協議会委員改選に伴い、委員報酬支払い対象者が増加したことにより、4万円を増額するものでございます。

その下、AIオンデマンド交通運行事業です。

こちらは、令和7年4月から本格運行を予定しておりますAIオンデマンド交通の周知等にかかる費用の他、運行に係るシステム構築費など 1,005 万 2,000 円を増額するものでございいます。

23 ページをお開きください。

上段の表、衛生費のうち2段目の環境衛生費の環境審議会費です。

こちらは、第二次環境基本計画の一部見直し及び環境白書の作成に係る審議のため、今年度の環境審議会の開催回数を2回から4回に増やすことに伴う委員報酬等の所要の経費として、13 万 6,000 円を増額するものでございいます。

26 ページをお開きください。

上段の表、土木費のうち2段目の建築指導費の建築指導事務費でございます。

こちらは、令和6年3月に茨城県他 29 市が共同で策定した茨城県マンション管理適正化推進計画における、マンション管理適正化に向けた取り組みとして、管理組合による主体的なマンションの適正管理を促すため、市内マンション管理組合に対し開催するマンション管理講習会のための派遣講師謝礼でございます。

続きまして下の表、8の土木費のうち道路橋梁総務費の龍ヶ崎市駅東口駅前広場社会実験事業でございます。

こちらは、駅前広場の安全性の向上に寄与するコンパクトな改修を見据えて、社会実験を行うための費用として、交通誘導等業務委託費や、ポール、コーンガイド、看板等の材料購入費など、595 万 4,000 円を増額するものでございます。

27 ページをお開きください。

上段の表、土木費のうち3段目の道路新設改良費の道路改良事業でございます。

こちらは、龍ヶ崎市駅西口ロータリーに向かう市道第Ⅰ-9 号線の車道をかさ上げし、歩道の高さに合わせセミフラット化するための測量設計業務委託について、交付金事業として扱うため、独立した事業に移し替えたことにより 760 万円を減額するものでございます。

その下の市道第3-373 号線外整備事業です。

つくばの里工業団地内にあります市道でございます。

こちらは、歳入に合わせ国の交付金の内示により事業計画を見直したため、委託料 600 万円、工事請負費 8,390 万円、合計 8,990 万円を減額するものでございます。

その下、市道第Ⅱ-18 号線外整備事業です。

こちらは、貝原塚町地内のカントリーライン付近の市道になります。

こちら、歳入に合わせ国交付金の内示により事業計画を見直ししたため、工事請負費 6,630 万円を減額するものでございます。

その下、市道第Ⅰ-9号線整備事業です。

こちらは先ほどの道路改良事業で申し上げましたが、路線の交付金採択に伴い独立した事業として移し替えたため、1,150 万円を増額するものでございます。

続いて、その下の橋梁維持費の橋梁維持補修事業でございます。

こちらは、4-25 号橋修繕工事实施のための地質調査委託費について、詳細な調査を行う必要が生じたため、492 万 9,000 円を増額するものでございます。

続きまして 28 ページをお開きください。

上段の表、土木費のうち都市計画総務費の都市計画事務費です。

こちらは、第2表の繰越明許費で申し上げましたとおり、川崎地区北部の区域区分見直しに係る都市計画決定図書作成委託費として 117 万 7,000 円を増額するものでございます。

続きまして下の表、土木費の下水道費の下水道事業会計繰出金でございます。

こちらは、人事異動に伴う職員給与費の減、板橋大塚地区浄化センター設備の老朽化に伴

う修繕費の増、地方公営企業職員に係る児童手当分の増などにより、下水道事業会計の補助金 224 万 9,000 円を増額するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

後藤委員。

○後藤委員

それでは二点、ご質問させていただきます。

一点目が、別冊 11 ページの土木費国庫補助金の中の都市計画費補助金で、公園整備分の交付金の減額について一般質問でも質問させていただいたところなんですけれども、交付金の内示によって 1 億 2,275 万円の減額ということでした。

当初、公園分は2分の1、用地分は3分の1が、国から交付金が出て賄えるってということだったと思うんですけど、当初予算で見込んでいた金額が幾らで、パーク分で幾ら減額になったのかということと、用地分で幾ら減額と内示されたのか、ちょっと数字を教えてくださいませんか。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

それでは森林公園のリニューアル事業の財源内訳ということでご説明させていただきます。

まず、整備費といたしましては、当初総額でございますが、3 億 2,100 万円。

国費が 1 億 6,050 万円、市債が 1 億 4,440 万円。

変更におきましては、国費が 4 割減の 6 割で 9,630 万円、市債が 1 億 8,370 万円ということになります。

用地費につきましては、当初総額といたしまして 3 億 4,980 万円。

国費が 1 億 1,660 万円で 3 分の 1 でございます。、市債につきましては 2 億 980 万円。

こちらの変更につきましては、国費が 5 割減の半分で 5,805 万円。市債の方が 2 億 3,570 万円という内訳になります。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ご答弁ありがとうございました。

今回、交付金が 1 億 2,200 万円減額となって、次が 13 ページのところでは財源更生して都市公園整備事業債を 6,520 万円増額して。残りの 5,755 万円っていうのは、これは基金を崩したんでしょうか。それとも繰越金などの財源調整でここは賄っているんでしょうか。

ちょっとその辺も教えてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

ただいまちょっと持ち合わせがございませんので、後でお答えさせていただきます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

わかりました。

後で教えていただければと思います。

一般質問でもちょっとお話をさせていただいたんですけど、当初見込んでいたところより公園部分で4割減、6割しか来ない。用地に至っては半分、5割しか来ないっていうことで。

これは当市が悪いわけではないので、国の内示がこうなってしまったということではいかんともしがたいところもあると思うんですけど。

こういった交付金の国からの当初の見込みと内示の違い、これだけ減るってことはよくあることなんでしょうか。

それとも今回が、普通はないことなんでしょうかこういった形になってしまったんでしょうか。

ちょっと教えてください。

○大野委員長

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

内示額ということでございますが、基本的には100%つかない場合もつく場合もあります。

やはり国の財源の方で、下げられてしまうというような形の場合もございます。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

こういった国の方も財源厳しいと思いますので、今後の違う事業を行う際にもですね、そういったところは一般質問でも指摘をさせていただきましたけども、よく十分踏まえた上で事業計画スケジュールなども考えていただければと思います。

最後です。

もう一点あります。

26 ページの一番下です。

龍ヶ崎市東口駅前広場社会実験で、次のページについて委託料の439万8,000円ということで、これは社会実験を行っている際の警備員の委託。

警備員をお願いする費用だと思うんですけども、ここで社会実験のスケジュールと警備員の方、朝夕のラッシュ時に立っていただくことということだと思うんですけども、ちょっとその警備

員さんの配置のスケジュールなんか決まっていることがあれば教えてください。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

東口の社会実験につきましては、現在、関係団体、タクシー協会、関鉄さん、竜ヶ崎警察署、JRさんと協議を進めていますので、まだ詳細は決定していませんが、現在、道路公園課で想定しておりますのは、今回の補正予算を成立していただけたら、これから契約を行っていきますので、さらに周知期間というのかなり必要だとは思っていますので、周知期間等を考えますと11月の後半から遅くとも年内には、社会実験の方を開始したいなとは思っております。

3ヶ月程度の期間を予定しております。

朝と夕方に2名ずつ交通混雑の起こるところに、交通誘導員の配置をしまして混雑を避けたいなとは思っております。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございました。

今回の社会実験はポールを立てて駅のところに一般の送迎車が来ないようにするというのだと思うんですけども、それ以上に毎日朝夕2名警備員さん立っていただくと、それはかなり混雑の緩和っていいですかそういったマナー違反みたいところはかなり解消し、ポールの効果じゃなくて警備員さんがいることによる効果で、マナー違反っていうのが減るんじゃないかなと思って。

ポール自体の効果っていうのはなかなか測定しづらくなってしまうのかなっていう思いもありまして。社会実験が終わった後も、引き続き警備員さんを委託して恒常的に毎朝夕、警備員さん立っていただくということにはならないと思うんですね。

なので、この社会実験の効果として警備員さんがいない状態で、ポールだけのロータリーの改修、部分的なちょっとした改修をするということでした。タクシープールをなくして一般の駐車場にするとかそういったところだけで、どれぐらいマナー違反、交通がスムーズになるかということの効果も測定しなきゃいけないなと思うんですけども、その辺りのお考えはどうなっていますでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

現在駅舎前が一番近いところに2列3列で駐停車されて、渋滞が起こってるような状態、交通事故も急増してるような状態ですので、まずは駐停車を抑止するためにポールを設置しまして、仮設の乗降場なんかも別のところに設けたいなと思ってますんで、ロータリー内の空きスベ

ースの方に仮設の昇降所の方を設けさせていただいて、まずはそちらに誘導するための交通誘導員の方の配置と考えております。

実験開始した当初は混乱すると思いますので利用者の方も、まずはその誘導員によって誘導し始めて、もし何ヶ月か経って誘導員がいなくても、ちゃんと仮設の乗降所の方に回っていただけるような状況ができれば、一旦その誘導員の配置もやめてみて、その時の状況はどうだったというのも検証したいなとは思っております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

ありがとうございます。

委託料 439 万 8,000 円ですので、3ヶ月土日も含めて毎日ということなんですかね。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

基本は平日のみで今のところ考えております。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

はい、わかりました。

平日のみ、朝夕 2 名ずつということですので繰り返になってしまうんですけど、やはり警備員さんがいると多分かなりマナーは良くなるのかなと思いますので、その警備員さんがいなくても、どうなのかというところはこの今回の社会実験でもですね、しっかりと調査をしていただければなと思います。

要望です。

以上です。

○大野委員長

他にありませんか。

油原委員。

○油原委員

まず地方債補正の関係で、今、後藤委員からもお話がありましたけれども、国庫自体が全体的に減額されている。そういう中で国庫を受けているのは佐貫3号線とか、交付金関係でやっている事業があるわけだけど、要するに、総事業量を落とすのか落とさないのか、市財を投入してやるのかその辺ちょっとお聞きしたい。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

今年度特に交付金の付きが悪かったと思っております。

茨城県の方とも話はしてるんですが、やっぱり県の方としても国から下りてくる県としての交付金の額が決まっていますので、県内の市町村に分配するにあたり各市町村の要求どおりの満額の金額はどうしても出せないというような状況になってるということです。

それに伴いまして、道路事業に関しましては、やっぱり傷んでる道路が多いということで、なるべくは交付金を使った工事をやっていきたいんですが、交付金がつかなかった場合は起債なりの市財を投入して実施するのかなというご質問かと思うんですが、そこら辺は財政課の方と協議しながら必要最低限のエリアは必ず工事をする。

あと工事の規模をこの工法については、最低何百メートル工事しないとその機械を呼んだりするのに割高になってしまいますんで、ある程度最低限の工事の延長等を考慮しながら今回補正の方の計画をさせていただきました。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

佐貫3号線みたいな国庫補助を利用する事業については、補助がそんなに付かなかったということであれば、それなりに縮小してやっていけばいい話ですけれども。一般道路については、地域なりいろんな要望で整備をしていくわけですから、そんな意味ではできるだけ大変でしょうけれども、一般財源もある程度は投入しながら整備していかないと、地域の声には応えていけないんだろうというふうに考えますので、その辺ひとつ努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、都市計画費の繰越明許費です。

私はよくわかんないんですけれども、都市計画区域の区域見直しという話なんだろうというふうに思いますが、この辺は川崎地区北部なんだろうと思いますが、要するに区域の見直しなのか、前々から間違っていたのかその辺お聞きしたいと思います。

○大野委員長

仲村都市計画課長。

○仲村都市計画課長

これは、これまでの区域区分が昭和45年11月25日で線引きされていて、そのときの線引きの区域区分がちょうど竜ヶ崎工事事務所の前なんですけれども、その部分について江川の右岸を区域界として決めていたんですけれども、その江川がですね停車場線を新たに整備するにあたって都市計画決定しました。その時、江川の切り回しができたんです。江川をちょっとまっすぐにしたんです。

その際に本来であれば、その区域区分界が江川の右岸に合わせてまっすぐになるべきだったのが、ちょっとその時に遺漏があって、若干江川を超え、はみ出しでですね、区域分界に現状になってしまっているという状況があって、区域分の見直しは5年に1回やるんですけれども、その際に今回茨城県から「これ何かおかしいよね」というふうな指導があってですね、ちゃんと確

認したところそういった経緯が判明しましたので、この際来年の区域分の見直しに合わせて、見直そうというところでこの図面を修正するにあたっての委託費を計上させていただいたところ
です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

大した話じゃなかったということですね。

見直し図から何かあるのかなと思いましたので。

続いてよろしいですか、委員長。

ふるさと応援寄付金の件ですが、歳入では企業献金というか寄付金が県と4件あったという
ようなことですが、歳出については役務費 50 万云々という話ですけど、ふるさと納税全体で
お聞きをしたいと思いますけれども、まず企業版ふるさと納税について4件あった。

法人住民税とか市民税いろんな意味で企業には相当 9 割ぐらいのメリットがあると。その辺
についてこれ決算でも質問あったかなとは思いますが、この企業版ふるさと納税を獲得
すべく所管としてはどのような動きをしているのかお聞かせをください。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民生活部次長兼商工観光課長

企業版ふるさと納税を獲得するための取り組みなんですけど、令和5年度にやりましたのは、
市の指名参加なんかには上がってる企業ですね、その条件の中で、本市に本社がない企業で
すね、これ約 2,000 社あるんですけど、そこにDMダイレクトメールを送って、「本市では企業版
ふるさと納税をやってます」というご案内をしています。

またその他に、取り組みとしましては都内で行われる県人会、こういうところに出まして、「企
業版ふるさと納税をやっていますのでご協力お願いします」と、そういったPRもしております。

その他に今年度につきましては、これは国でやってる事業なんですけど、企業とのマッチング
というのもやっております。

これに今月の来週、都内に出て企業にPRをするという時間をいただいて、企業とのマッ
チングを図るということもやっております。

以上です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございます。

一生懸命努力をされているということでありますけれども、結果が出ないと努力した意味が
ありませんから、分かれば近隣市町村との、この企業版ふるさと納税ですね、龍ヶ崎は非常に
成績が良いのか悪いのかちょっとお聞かせください。

○大野委員長

服部市民生活部次長兼商工観光課長。

○服部市民生活部次長兼商工観光課長

茨城県内でまず企業版ふるさと納税やっているとところは、全市町村取り組んでおります。

その中で令和5年度の近隣市町村の実績をちょっと申し上げますと、これはあくまでもホームページ上で確認した状況ということで、ご了承ください。

またさらにですね、これ企業版ふるさと納税というのは、その企業側の意思で公表して欲しくない、そういう企業もありますので、公表されているものだけという条件で、ちょっと答えさせていただきます。

まず土浦市で言いますと、令和5年度 10 件、360 万円。

つくば市ですと、27 件、約 2,100 万円。

つくばみらい市ですと、17 件で約 210 万円。

守谷市ですと、1件で 100 万円、取手市が1件で 500 万円。

稲敷市が3件で 1 億 150 万円といった状況です。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

ありがとうございます。

引き続きですね、ご努力をいただきたいなというふうに思います。

あわせて、ふるさと納税全体的な話の中で、2 億 5,300 万出した。伸びていますよと。前年度に比べて 5,000 万、6,000 万伸びているというようなことなんですが、単純に数字が正確かどうか。

プロモーション代委託料ですね。これが 2,800 万でこれだけで 2,800 万なのか。後藤議員の一般質問の中で 2,400 万と答えておりますけれども、単純に 5,000 万増えて委託料を 2,500 万払っているというような結果だと、単純に 2,500 万しか伸びてないということ。2,500 万払って 5,000 万の伸びというかね、企業というかコンサルを入れて、2,500 万払ってそれで 5,000 万伸びたというようなことですよ。

その辺でいいのかどうか満足してるのかどうか、お聞きいたします。

○大野委員長

服部商工観光課長。

○服部市民生活部次長兼商工観光課長

ふるさと納税の我々の目標額というのは、今年で言えば、予算額4億を寄付額として目指しているというところであります。

あくまでも寄付額として入ってるお金なので、議員さんがおっしゃるように、実質的にはどうなんだというところになってくるんですけど、実質的に目指す金額としては、もっと増やしていきたいなど。

さらに上を目指したいなと思っております。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

何を言いたいかというと、私は民間の力を借りるというのも非常に大切なんだろうというふうに思います。しかし、やっぱりそれを評価して結果が出なければ、やはり切るべきです。近隣市町村あたりを見ると、コンサルなんか入れてませんが、それでいて7億8億って伸ばしているんですよ。やはりそれは、担当がやっぱり体を動かしてんですよ。コンサルも合わせて一緒にやる。コンサル頼りで動いては、私は伸びていかないというふうに思います。市長さんの公約は2億の5倍だから10億を目指しているのですよね。だからやっぱりそういうのに応えて、少しでも伸ばせるように担当自体がやっぱりちょっと汗を流さないと。他の市町村で伸びてるところはやっぱり頑張ってますよね。ここが頑張っていないとは言えませんが、やっぱり自らコンサル入れるとコンサル頼りで、その結果どうだろうって見てるだけになってしまう、というようなことがあるので、二千何百万払った結果を大いに一緒に出していただきたいなというふうに要望させていただきます。

○大野委員長

他にありませんか。

鴻巣委員。

○鴻巣委員

一つだけ、24ページ、儲かる産地支援事業。

農業のこれはトラクターを1名。県の補助だからそのままそっくりだから市はどうこうはないんですけども、前にも何回もやってんだけど、前は500万ぐらい出たりしていて。

これ、トラクターそのものは金額的にはこの値段なのかな。

○大野委員長

秋山農業政策課長。

○秋山農業政策課長

今回導入予定されているものにつきましては、約825万円規模のトラクターを購入するという形になっておりまして、その金額に対しての3分の1という形になります。

以上です。

○大野委員長

鴻巣委員。

○鴻巣委員

大体ね、半分とか3分の1とか出て。何が言いたいかというと、前もそうだけどこれ法人ですよ、ね。きっと法人とか、大きくやってるなんていうの認定者とか、そういうあれ。

私の言いたいのはそういうことじゃなくて、例えば、十町歩とか十五町歩、二十町歩しかやってないそういう人たちは、今度トラクターとかコンバインが壊れたら、やめてしまおうかという人

も結構いるんだよね。実際そんな話を私も聞いているから。

大きいところだけこうして。仕組み上しようがないんだらうけども、何回もやったとき、畑作が何も出てないけど畑作何とかしてくれよと言ったら、少しずつでも畑作を今やってもらえるようになってるけれど、これ本当に十町歩、十五町歩、二十町歩を個人でやってる人がトラクター壊れてやめたと言ったら、龍ヶ崎ではいなくなっちゃうんじゃないかなと思って。

本当に 500 万とか 800 万 1,000 万なんて、買えないから。個人でやってる人は幾ら今米が高くなってきいててもね。

だからその辺のところ少し考えて、市で例えばある程度の面積以上は認定じゃなくても、少しぐらい出してやるとかそういうところを考えてやって欲しいなっていうことだけ、要望っていうか返答はできないでしょうからね。

ただ、現実的にはわかってると思うんですけどね。本当にトラクター壊れてやめちゃうって人がこれから何年か後に出てくる可能性が大いにありますからね。

一応、ちょっとそこだけ要望として考えておいて欲しいなと思います。

以上です。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので、採決いたします。

議案第 22 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

○大野委員長

続きまして、議案第 27 号 令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算第 1 号について、執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

議案第 27 号 令和 6 年度龍ヶ崎市下水道事業会計補正予算第 1 号についてでございます。別冊 2 の 1 ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、佐貫台汚水ポンプ機場や板橋大塚地区マンホールポンプ設備の老朽化に伴う修繕費の増額、郵便料金改定に伴う増額、人孔鉄蓋交換に伴う事業費の増額、職員の人事異動による給与費の増減とこれら支出の増額に対する補填財源としての一般会計補助金収入の増減が主な内容となっております。

まず、第 2 条 収益的収入及び支出です。

収入は、第 1 款 公共下水道事業収益、第 2 項 営業外収益について、職員の人事異動に伴う給与費の減額により一般会計補助金 13 万円を減額するものでございます。

次に、第2款 農業集落排水事業収益、第2項 営業外収益について、職員の人事異動に伴う給与費の増額及び板橋大塚地区マンホールポンプの老朽化に伴う修繕費の増額。

郵便料改定による増額により、一般会計補助金 219 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、支出は、第1款 公共下水道事業費用、第1項 営業費用について、佐貫第1ポンプ機場を施設老朽化に伴う修繕費の増額及びまいりゅうマンホールデザインの絵馬の作成による増額。郵便料金改定による増額、職員の人事異動に伴う給与費の減額により 620 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に、第2款 農業集落排水事業費用、第1項 営業費用について、板橋大塚地区マンホールポンプの老朽化に伴う修繕料の増額及び郵便料金改定による増額、職員の人事異動に伴う給与費の増額により、219 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、第3条 資本的収入及び支出です。

収入は、第1款 公共下水道事業資本的収入、第1項 企業債について、職員の人事異動に伴う給与費の増額その他、公共下水道事業債の借入れ予定額に合わせた減額及び令和5年度公共下水道事業債の借入額確定に伴う資本費平準化債の減額により、400 万円を減額し、また第2項 他会計補助金について、基準内繰り入れの地方公営企業職員に係る児童手当分の増額により 18 万円を増額し、公共下水道事業資本的収入としては、合計 382 万円減額となるものでございます。

続きまして2ページをお開きください。

次に支出は、第1款 公共下水道事業資本的支出、第1項 建設改良費について、職員の人事異動に伴う給与費の増額、人孔鉄蓋交換箇所確定に伴う事業費の増額により 150 万 4,000 円を増額するものです。

次に、第4条 企業債及び、3ページの第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条 他会計からの補助金並びに第7条 利益剰余金の処分については、今回の補正予算に伴いそれぞれを改めるものでございます。

次に4ページからの補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、補正予算給与費明細書、予定貸借対照表、令和6年度中期補正予算明細書につきましては、今回の補正予算に伴う既決予定額の変更、財務書類の変更等の説明書類となりますので、あわせてご覧いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

油原委員。

○油原委員

工事の中で板橋大塚地区でのマンホール云々というのは、修繕等が入っておりますけれども、

板橋と大塚に分けて接続率っていうんですか、水洗化率っていうんでしょうか、そちらについて何%なのかお聞かせください。

○大野委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

接続率につきましては、細かい数字は現在把握していないのですが、大体8割程度の接続がございます。

普及に関しましては、普及活動の方も行ってはいるんですが、どうしてもまだ浄化槽等が使えるということで、転換していただけないお宅も多くなっております。

接続率につきましては、パーセントで言いますと 78.61%となっております。

以上でございます。

○大野委員長

油原委員。

○油原委員

まだまだ今の合併浄化槽というか浄化槽が使えるとか云々というようなことで、接続すればお金もトイレの修繕とかもかかるわけですけども、基本的には引き続き地域の条件として集落排水を入れたわけですから、その時は皆さん入れますよっていう話ですので水洗化率についてご努力をいただきたいと思います。

○大野委員長

他にありますか。

橘原都市整備部次長。

○橘原都市整備部次長

先ほどの補正予算の件で、後藤議員からのご質問の方でございます。

国庫補助事業減による市債以外の財源はというようなお話かと思いますが、こちら財源につきまして一般財源と、あと、未来育成基金というものを崩して充てております。

基金の方は 4,000 万円を充てているということでございます。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

一点だけお聞きいたします。

修繕費の止水系の修繕なんですけども、ページ数で言うと 28 ページの公共下水道事業費用の節修繕費、施設維持修繕料 48 万っていうのが多分、佐貫台污水ポンプ機場の修繕費なのかと思うんですが。そして次の 29 ページの一番上のところの農業集落排水の施設維持修繕料 187 万円というのが板橋大塚地区のマンホールポンプ場の水位計の修繕費だと思うんですけども、同じ水位計の修繕でちょっと金額違うと思うんですけども、修繕の内容、それぞれど

ういったことなのか教えていただけますでしょうか。

○大野委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

お答えします。

細かい技術的な話になるんですが、推計計というのはいろいろな機材種類がございまして、主に現在下水道課で使っているものは、水圧を感知しまして今どのぐらいマンホールの中に水が溜まっているかというのを把握しましてポンプが起動するような仕組みになっております。

物によりまして例えば水圧を感知するためにゴムの膜がありまして、その中にこう伝達液という液が入ってまして、それを水圧で押すことによって感知をするんですが、そういう消耗品の交換だけで済む修繕もございまして、その修繕を何回か繰り返してもう全体的に機器を全部交換しなきゃいけないという場合もございまして、この修繕費に対してこの 40 万とか 100 万という金額の差が開いているような状況でございます。

以上です。

○大野委員長

後藤委員。

○後藤委員

金額の差はそういったことだということで理解いたしました。

そうしますと今後何度かそういった消耗品の交換だけしてるけども次は止水系の修繕をしなきゃいけないっていうようなものは、市内全体を見回すとどれぐらいの数があるかっていうのは把握されてますか。

○大野委員長

石井下水道課長。

○石井下水道課長

まず、農業集落排水のマンホールポンプで言いますと 11 ヶ所ございます。

公共下水道で言いますと、汚水のマンホールポンプは 3 ヶ所。雨水のマンホールポンプが 4 ヶ所ございます。

こちらにつきましては、毎月維持管理業者の方が動作確認とかを行っておりますので、今申し上げましたとおり、状況によりまして消耗品の交換だけで済みますのか、または全体的に劣化してしまって全部を一体的に交換するのかっていうのは、その都度判断しながらですが、箇所数につきましては今申し上げた数字になっております。

以上です。

○大野委員長

よろしいですか。

○後藤委員

はい。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別にないようですので採決いたします。

議案第 27 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(和解に関することについて)執行部から説明願います。

落合都市整備部長。

○落合都市整備部長

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案書 55 ページ及び参考資料の2ページを、お願いいたします。

これは、地方自治法第 179 条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年2月 15 日午前 10 時 30 分ごろ、藤ヶ丘6丁目 21 番地の貝原塚西公園において、樹木の伐採等作業中の職員が伐採した枝に巻き込まれていた千葉県千葉市の会社が所有する架空線ケーブルを損傷させた事故に関する損害賠償の決定及び和解について、市の過失割合 100%相当分の損害賠償額を 27 万 558 円とし、和解が成立したものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○大野委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

札野委員。

○札野委員

ケーブルが公園に伸びてきてたつていうことなんですよ。

だとすると、例えば電線とかNTTなんかの線に宅内から草木が延びた場合は、管理会社の方で管理をしてくれるべきもんじゃないかなっていうふうに思うんですけど。

確かに間違っって切断してしまった瑕疵はこちらにあるのかもしれないけれど、管理責任はこのケーブル会社にもあったんじゃないかなというふうにちょっと思うので、そこら辺はどうなんですか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

通常ですと、電気の線、東京電力の線とか、NTTの通信電話の線なんかは、各事業者の方

と連絡取ってやっていただける場合もあります。

今回は光ケーブルだったんでやっていただけなかったところもあって、うちの方の施設管理事務所の職員にて、公園の樹木の枝を高所作業車で伐採したところ、枝と光ケーブルがもう一体化されちゃってまして、引っ張ったときにちょっと断線を起こしてしまいました。

以上です。

○大野委員長

札幌委員。

○札幌委員

要は個人宅からのケーブルなんですよ、違うんですか。

なおさら、これちょっとですね今後そういうふうに見視したときには、管理の方を依頼はできないのでしょうか。

○大野委員長

渡辺道路公園課長。

○渡辺道路公園課長

光ケーブルの場合、我々もどれが光ケーブルでどれが通信線かなかなか判断が難しいので、そこら辺は今後気をつけてやっていただけるものであればやっていただいた方が、市の方としても安心ですので、今後対応していきたいと。

○大野委員長

他にありませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

別がないようですので採決いたします。

報告第2号 本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、都市経済委員会を閉会いたします。